（授精証明書等の様式）

第三十一条　法第二十二条第二項の授精証明書、同項の体内受精卵移植証明書、同項の体外受精卵移植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、それぞれ別記様式第十七号、様式第十八号、様式第十九号及び様式第六号によるものとする。

第三節　家畜人工授精所

（家畜人工授精所の開設の許可の申請）

第三十二条　法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第二十号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号及び第七号に掲げる事項を記載したもの（日本の国籍を有しない者にあつては、当該事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したもの）に限る。）

ロ　法第二十五条第一項第二号又は第二項第二号若しくは第三号に該当するかどうかの別を記載した書面

ハ　法第二十五条第二項第二号に該当する場合にあつては、その確定判決謄本

四　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）

ロ　役員の氏名及び住所を記載した書面

ハ　役員（令第十三条に規定する使用人がある場合にあつては、当該使用人を含む。以下「役員等」という。）が法第二十五条第一項第三号又は第二項第四号に該当するかどうかの別を記載した書面

ニ　法第二十五条第二項第四号に該当する場合（役員等のうちに同項第二号に規定する者がある場合に限る。）にあつては、その確定判決謄本

（許可証の交付）

第三十三条　都道府県知事は、法第二十四条の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した家畜人工授精所の開設の許可証（以下「許可証」という。）を交付しなければならない。

一　家畜人工授精所の管理番号

二　開設の許可の年月日

三　家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

四　家畜人工授精所の名称及び所在地

五　家畜の種類及びその業務の別

（許可証の備置き）

第三十四条　前条の規定による許可証の交付を受けた家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所内に当該許可証を備え置かなければならない。

第三十一条　削除

（新設）

（家畜人工授精所の開設の許可の申請）

第三十二条　法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第十六号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）